

特定建設作業等にかかる講習会を開催します

著しい騒音や振動が発生する特定の重機を使用する建設作業については、法令で事前の届出が義務付けられており、この届出に騒音・振動の防止方法を記載することとなっています。また、市民から寄せられる騒音・振動の苦情は、建設工事に起因する苦情が多いことから、事業者には工事現場における確実な騒音・振動対策の実施が求められます。

加えて、建設工事に伴い発生する産業廃棄物は多種多様でかつ多量に排出されるため、不適正な処理をすると生活環境上問題となることがあり、関係事業者には建設系産業廃棄物における適正保管・適正処理の実施が求められております。

このことから、建設作業に係る苦情の未然防止及び法令で定められた届出の円滑化等並びに廃棄物の適正保管・適正処理を図るため、次のとおり講習会を開催いたします。

この機に合わせ、解体等工事に係る石綿規制に関する講習も実施いたしますので、皆さまのご参加お待ちしております。

記

- 1 開催日時 : 令和7年6月12日(木曜日)午後2時30分～4時30分
(午後2時開場)
- 2 開催場所 : J:COM 中央区民センター
大阪市中央区久太郎町1-2-27
(交通) Osaka Metro 堺筋線・中央線「堺筋本町」駅下車 3号出口
から東へ約100m
※ご来場には電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。

3 講習内容

- (1) 特定建設作業の届出等の留意点について
- (2) 解体等工事に係る石綿規制(大防法、府条例関連)
- (3) 建設系産業廃棄物の適正処理について

※ 資料は令和7年6月5日(木曜日)までに本講習会に関する本市ホームページに掲載を予定しています。説明会当日は、ペーパーレス化の観点から、お持ちのタブレット及び携帯端末等に保存のうえご持参いただくか、本市ホームページから資料を閲覧いただきますようご協力をお願いします。
なお、会場内にはご利用いただける無線LANのアクセスポイントはございません。

【本講習会に関する本市ホームページ】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000598590.html>

※なお、説明内容は後日、本市ホームページに掲載いたします。

- 4 参加費用 : 無料
- 5 参加方法 : 当日、会場へ直接お越しください(事前申し込みは必要ありません)。
- 6 問い合わせ : 大阪市環境局 環境管理部環境規制課 環境保全対策グループ
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO'S棟南館5階
電話 : 06-6615-7923 FAX : 06-6615-7949

主催 : 大阪市環境局

後援 : 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部
一般社団法人 大阪府中小建設業協会
一般社団法人 日本建設機械施工協会 関西支部
一般社団法人 大阪建設業協会
公益社団法人 大阪府建築士会
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会
一般社団法人 大阪府解体工事業協会
一般社団法人 プレハブ建築協会 関西支部

(順不同)